

# 横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱

制 定 昭和 47 年 1 月 19 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、浄化槽法施行細則（昭和 60 年 9 月 30 日 横浜市規則第 76 号。以下「施行細則」という。）第 8 条に規定する浄化槽清掃業（以下「浄化槽清掃業」という。）、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（平成 5 年 2 月 25 日 横浜市規則第 5 号。以下「廃掃規則」という。）第 24 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥の収集・運搬に限る。以下「一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）」という。）及び浄化槽法附則抄第 5 条に規定するし尿浄化槽清掃業の許可基準の細目について必要なものを定めるものとする。

(浄化槽清掃業の許可基準)

第 2 条 浄化槽清掃業の資格者の基準は次のとおりとする。

(1) 環境大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会（平成 11 年度以前にあっては厚生大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会）又は公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会の過程を修了した者であること。

(2) 2 年以上の実務経験を有する者であること。

2 浄化槽清掃業に用いる車両の基準は次のとおりとする。

(1) 浄化槽、し尿を含む地下排水槽（排水ポンプを使って汚水を排出するための建築物の地下階に設ける施設をいう。）及びディスポーザ排水処理システム等（以下「浄化槽等」という。）の清掃に用いる車両は吸上車とする。

(2) 車両表示等の詳細は別紙 1 「浄化槽車両表示仕様書」のとおりとする。

(3) 内容物容量計の目盛りは 50 リットル単位とする。

(4) 車両にはその容量に適した防臭装置を備えること。

(5) 車両は、本市浄化槽清掃業の専用車両とし、他の目的と混用せず、本市域内でのみ使用されるものであること。

(6) 車両を常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。

3 浄化槽清掃業に用いる器材及び設備の基準は、環境省関係浄化槽施行規則（環境省令）第 11 条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 資源循環局長が必要と認める器材を有すること。

(2) 使用する車両数に適合した車庫を横浜市内に確保し、使用に対する権利を有すること。

(3) 車庫は原則として周囲を塀等で囲い、清潔な状態を保つこと。ただし、特

別の理由があり、かつ、周辺の生活環境に支障を与えないと判断される場合は塀等を設けないことができる。

(4) 放流先に支障のない洗車設備（水栓、油水分離槽等）を有しているか又は洗車設備を有する特定施設（ガソリンスタンド等）と契約していること。

(5) 事務所については、使用に対する権利を有することとし、常に連絡が取れる体制を整えておくこと。

4 浄化槽等の清掃に伴い発生した汚泥の処理基準は次のとおりとする。

(1) 浄化槽等の清掃において、引出した汚泥を適正に処理する体制が整備されていること。

(2) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可を有し、第10条第2項、同条第3項及び同条第4項の規定に従い処理すること。

(3) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）に用いる車両及び設備等の基準は、一般廃棄物処理業許可基準等要綱の規定を満たすこと。

（浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業に係る許可申請）

第3条 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、施行細則9条第1項の規定に基づく許可申請書及び次条第1項に規定する添付書類等を提出するものとする。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可を受けようとする者は、廃掃規則第21条の規定に基づき許可申請手続きを行うものとする。

2 現に前項の許可を受けているものが許可申請する場合は、許可期限の60日前までに申請書を提出するものとする。

（許可申請に係る添付書類等）

第4条 施行細則第9条第1項の規定による許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は、交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(1) 事業計画書（第1号様式）

(2) 誓約書（第2号様式）

(3) 保有器材表（第3号様式）

(4) 従業員名簿（第4号様式）（浄化槽等清掃業務に従事する従業員）

(5) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合。ただし、登記事項証明書の目的欄に浄化槽清掃に類する業が明記されていること。）

(6) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上の実務経験を有していることを証する書類（本市に既に提出したものがあり、当該添付資料から変更がない場合を除く。）

(7) 浄化槽に係る資格取得状況についての調査票（第5号様式）

(8) 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第2号（誓約書を除く。）、第3号、

第5号及び第8号イからケまでの書類

(9) その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面等

2 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可申請を同時に行う場合、重複する添付書類を省略することができる。

(許可等の交付)

第5条 施行細則第10条第1項の規定により許可をしたときは、申請者に許可証（第6様式）を交付し、通知するものとする。

2 施行細則第10条第3項の規定により不許可としたときは、申請者に不許可通知書を交付し、通知するものとする。

(許可申請事項の変更に係る提出書類等)

第6条 施行細則第12条第1項の規定による許可申請事項の変更に係る提出書類等は、次のとおりとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

(1) 浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書（第7号様式）

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更したときは、その書類等

2 前項の届出書は、変更があった日から法第37条に規定する日以内に提出するものとする。

(浄化槽清掃業の廃業等に係る提出書類)

第7条 施行細則第13条第1項の規定によるその事業の廃止に係る提出書類等は、次のとおりとする。

(1) 浄化槽清掃業廃業等届出書（第8号様式）

(2) 浄化槽清掃業許可証

(3) 吸上車の抹消登録証明書の写し又は写真等

(4) その他資源循環局長が必要と認める書類等

2 浄化槽清掃業者は、施行細則第13条第2項の規定により、その事業の全部又は一部を休止した日から30日以内に次の書類を提出するものとする。

(1) 浄化槽清掃業休止届出書（第9号様式）

(2) 浄化槽清掃業許可証

(3) 吸上車の写真等

(4) その他資源循環局長が必要と認める書類等

(許可台帳)

第8条 削除

(審査の方法)

第8条 施行細則第8条に規定する許可基準に適合するか否かの審査は、申請書に基づく書類審査とし、必要に応じて現地審査を実施する。

(標準処理期間)

第9条 浄化槽清掃業許可申請に対する標準処理期間は60日とする。

(浄化槽清掃業許可業者の責務等)

第10条 環境省令第13条第1項の規定による記載事項を、同条第2項の規定による標識により、その営業所ごとに、その見やすい場所に掲示すること。

2 浄化槽清掃業許可業者は、本業務を自らの責任において本市域内で適正に執行すること。

3 浄化槽汚泥等の処分については、以下のとおりとする。

(1) 浄化槽汚泥等の搬入場所は、磯子検認所とし、搬入する際には、浄化槽汚泥等搬入伝票(第10号様式)を提出すること。なお、様式中「ビルピット」は「地下排水槽」と同義である。

(2) 風水害その他によって一般廃棄物処理実施計画及び終末処理計画に支障が生じた場合には、磯子検認所への汚泥の搬入を制限し、又は停止することがある。

(3) 搬入時間は午前8時45分から午後5時までとし、時間外の搬入は受け付けないこととする。

(4) 磯子検認所は、毎日曜日及び年末年始等で別に定める日の浄化槽汚泥等の搬入を休止することとする。

(5) 原則、浄化槽汚泥等の積み置きは行わないこと。

ただし、やむを得ず積み置きする場合は、汚水、汚泥、臭気等が飛散、流出及び漏洩することのないよう十分に注意し、搬入時間になり次第、速やかに搬入すること。

4 清掃作業は環境省令第3条に基づき行うこととし、浄化槽の清掃後は、清掃済証を当該浄化槽のそばの見やすい場所に貼ることとする。

5 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等)に関する記録、帳簿及び報告書等は以下のとおりとし、提出期日については毎月10日までに前月の実績等を市長に報告することとする。

(1) 環境省令第5条第2項に規定する浄化槽の清掃記録として「浄化槽汚泥等清掃作業完了票(第11号様式)」を用いることができる。保存期間は3年とする。なお、様式中「ビルピット」は「地下排水槽」と同義である。

(2) 環境省令第14条及び廃掃法施行規則第2条の5に規定する帳簿として「浄化槽清掃等実績表(第12号様式)」を用いることができる。保存期間は5年とする。

(3) 施行細則第16条に規定する報告書については、「浄化槽清掃業務実績報告書(第13号様式)」を用いることができる。保存期間は3年とする。

(4) 施行細則第16条に規定する報告の際には、「浄化槽清掃等実績表(第12号様式)」、「浄化槽清掃業務実績報告書(第13号様式)」及び「地下排水槽等清掃業務実績報告書(第14号様式)」を併せて提出すること。地下排水槽等

清掃業務実績報告書の保存期間は、3年とする。

(5) 浄化槽汚泥等搬入伝票（第10号様式）の保存期間は1年とする。

6 浄化槽汚泥を種汚泥として処理する場合は、浄化槽汚泥自己処理届（第15号様式）を、作業を行う5日前までに、市長に提出することとする。保存期間は1年とする。

(附則)

第11条 資源循環局長は、特に必要と認めるときは、前各条の基準に付加し、又は基準の一部を適用しないことができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 浄化槽車両表示仕様書

1 使用する車両については、その旨の表示を行うものとし、表示方法については、次のとおりとする。

(1) 車体外側の両側ドア部、両側面及び後部の中央部等の見やすい位置に白色の帯を表示すること。ただし、運搬車両の色が白色系統の場合に限り、文字と同じ色の境界線を表示すること。

(2) 帯の幅は大型自動車 25 cm、中・小型自動車 20 cm とし、直接塗装すること。

(3) 帯に表示する内容は、次のとおりとする。

ア ドア部 (2 段書き)

『浄化槽清掃業』

横浜市許可 No. ○○○○』

イ タンク部

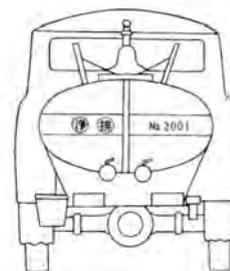
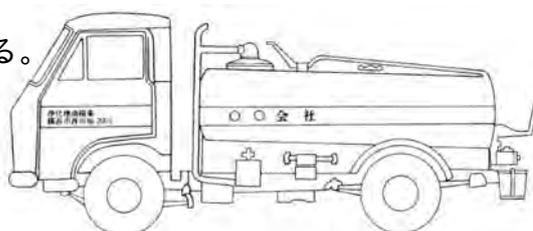
業者名を表示 (例: 『(株) ○○興業』)

ウ 後部

『**浄** **排**』、『No. ○○○○』

エ 字体は丸ゴシックとし、字色は濃紺、左横書きとする。

オ 文字の大きさは、次のとおりとする。



	大型自動車	中・小型自動車	共通
ドア部	縦 9 cm × 横 9 cm	縦 7 cm × 横 6 cm	上下各 2 cm 空ける
タンク部・ 後部	縦 21 cm	縦 14 cm	

注) 許可番号が、車両のナンバープレートと重なるような場合は、

**浄** **排** の上部に許可番号を付すことができる。

2 第三者に関する車体利用広告及びこれに類する車両の識別を阻害する表示は禁止とする。

## 事業計画書

汚泥の処理（搬入先等）：

清掃場所	清掃予定浄化槽等基数 (基)	清掃予定汚泥量 (キロリットル)
鶴見区		
神奈川区		
西区		
中区		
南区		
港南区		
保土ヶ谷区		
旭区		
磯子区		
金沢区		
港北区		
緑区		
青葉区		
都筑区		
戸塚区		
栄区		
泉区		
瀬谷区		
計		
＜内訳＞	浄化槽汚泥：	
	ビルピット汚泥：	
	ディスポーザ汚泥：	

第2号様式（第4条第1項）

# 誓 約 書

年 月 日

横 浜 市 長

住 所（所在地） \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

（法人にあっては、名称、代表者の氏名）

浄化槽法第36条第2項イからニまで及びへからチまでに該当しないことを確認のうえ誓約します。

役職者氏名（ふりがな）	役職名	住所

（注）役職者には代表者、監査役、業務執行に際し一定の支配力を有するものを  
含む。





## 浄化槽に係わる資格取得の状況等についての調査票

- 1 環境大臣・厚生大臣の浄化槽清掃に関する講習会への参加の有無について、次のア・イどちらかに○をしてください。修了証がある場合は、修了証の写しを添付してください。

ア 受講したことがある

氏名	修了証番号	修了年月日

イ 受講したことがない

- 2 浄化槽に関する講習会を受講し、資格（浄化槽管理士・技術管理者等）を有する方がいる場合、修了証書の写しを添付してください。

氏名	資格の種類	修了証番号	修了年月日

# 許 可 証

住 所

氏 名

様

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

横浜市長

浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者であることを証する。

1 許可番号

2 事業の範囲

3 許可の条件

4 許可年月日等

新規許可年月日                    年        月        日

許可更新年月日                    年        月        日

許可期限年月日                    年        月        日

再交付年月日                      年        月        日

## 浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書

年 月 日  
許可番号( )

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

年 月 日 横浜市 指令第 号で許可を受けました浄化槽清掃業について、次のとおり変更しましたので、浄化槽法施行細則第12条第1項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 理 由			

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

## 浄化槽清掃業廃業等届出書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

浄化槽清掃業を廃止しましたので、浄化槽法施行細則第13条第1項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽清掃業	許可番号：第 号
	許可年月日： 年 月 日
	指令番号：横浜市 指令第 号
廃業理由	1 浄化槽清掃業者が死亡した 2 浄化槽清掃業者（法人）が合併により消滅 3 浄化槽清掃業者（法人）が破産手続開始の決定により解散 4 浄化槽清掃業者（法人）が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散 5 浄化槽清掃業を廃止した
廃業等年月日	年 月 日
その他	

次の書類を添付してください。

1. 許可証（浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業）
2. 吸上車の抹消登録証明書の写し又は許可表示を消去した車両の写真等
3. その他資源循環局長が必要と認める書類等

## 浄化槽清掃業休止届出書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

浄化槽清掃業を休止しましたので、浄化槽法施行細則第13条第2項及び横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

浄化槽清掃業	許可番号：第 号
	許可年月日： 年 月 日
	指令番号：横浜市 指令第 号
営業の区域	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )
休止した理由	
その他	

次の書類を添付してください。

1. 許可証（浄化槽清掃業・一般廃棄物収集運搬業）
2. 吸上車の許可表示を消去した車両の写真等
3. その他資源循環局長が必要と認める書類等

第10号様式 (第10条第3項)

浄化槽汚泥等搬入伝票			
№			
清掃年月日		年 月 日	
清掃汚泥の種類			
浄化槽汚泥 [ 腐敗 全ばっ気 分離(旧・新・接触)ばっ気 合併処理 ]			
ビルピット汚泥 (汚水槽・合併槽)		デスポーザ汚泥	
業 清 掃 者 名 許 可	住所		担当者
	社名		
	TEL (      )      -		
	車両番号		
浄化槽管理者又はビル所有者名			
住所又は所在地及び電話番号		TEL (      )      -	
清掃 汚泥量	KL	検 認 所	
備 考		検 認 印	

第11号様式 (第10条第5項)

浄化槽汚泥等清掃作業完了票			
№			
清掃年月日		年 月 日	
清掃汚泥の種類			
浄化槽汚泥 [ 腐敗 全ばっ気 分離(旧・新・接触)ばっ気 合併処理 ]			
ビルピット汚泥 (汚水槽・合併槽)		ディスポーザ汚泥	
業 清 者 掃 名 許 等 可	住所		担当者
	社名		
	TEL (      )      -		
	車両番号		
浄化槽管理者又はビル所有者名			
住所又は所在地及び電話番号		TEL (      )      -	
清掃 汚泥量	KL	備 考	
摘 要	1. 環境省関係浄化槽法施行規則の規定により、本票は3年間保存してください。 2. 横浜市職員が立ち入り検査を行う際、あるいは県知事指定検査機関の職員が浄化槽法第11条に基づく定期検査を行う際に本票をお見せください。		



## 浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

年 月 の業務実績を、浄化槽法施行細則第16条第1項の規定により、  
次のとおり報告します。

区 分	清掃した浄化槽数		運 搬 汚 泥 量		保守点検した浄化槽数		備 考
	500人 槽以下	501人 槽以上	500人 槽以下	501人 槽以上	500人 槽以下	501人 槽以上	
鶴見							
神奈川							
西							
中							
南							
港南							
保土ヶ谷							
旭							
磯子							
金沢							
港北							
緑							
青葉							
都筑							
戸塚							
栄							
泉							
瀬谷							
計							

## 地下排水槽等清掃業務実績報告書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年 月の業務実績を、次のとおり報告します。

区 名	清掃した設備の数				運搬汚泥量				備考
	地下排水槽		ディス ポーザ※	計	地下排水槽		ディス ポーザ※	計	
	汚水槽	合併槽			汚水槽	合併槽			
鶴見									
神奈川									
西									
中									
南									
港南									
保土ヶ谷									
旭									
磯子									
金沢									
港北									
緑									
青葉									
都筑									
戸塚									
栄									
泉									
瀬谷									
合計									

※ ディスポーザ排水処理システム

## 浄化槽汚泥自己処理届

年 月 日

横浜市長

許可番号

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

次のとおり浄化槽汚泥を種汚泥として自己処理しますので届け出ます。

1 清掃月日	年 月 日 曜日 時頃
2 清掃する浄化槽	設置場所 区 町
	管理者氏名等 TEL ( )
	浄化槽の引出汚泥量 $m^3$
3 自己処理汚泥量	$m^3$
4 汚泥搬入先	設置場所 区 町
	管理者氏名等 TEL ( )
5 車両台数	台
6 延べ台数	台